

契約担当官

航空自衛隊第1航空団

会計隊長 伊藤 勝



「航空自衛隊第1航空団(浜松基地)におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者(郵送等)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

なお、本オープンカウンターにかかる契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

番号	種別	調達 番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	同等品申請 提出期限
1	役務	8-4	子宮頸がん検診	航空自衛隊浜松基地及び 契約相手方の指定する施設	契約締結日～ R9.3.31	R8.4.3	R8.4.14 12:00まで	R8.4.14 12:00	航空自衛隊基地等調達 オープンカウンター実施 要領第5条のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊第1航空団(浜松基地)基地業務群会計隊契約班

電話053-472-1111 内線7041 FAX053-472-7735 担当 楠野

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	子宮頸がん検診	浜基LPS-M70006	
		承認	令和 8年 2月 25日
	作成	令和 8年 2月 25日	
	改正	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
作成部隊等名	1空団基地業務群衛生隊		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地において依頼する子宮頸がん検診に関する役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 履行期間

調達要領指定書にて示す。

1.3 履行場所

航空自衛隊浜松基地及び契約相手方の指定する施設

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

a) 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月厚生労働省通知）

品 名	子宮頸がん検診
-----	---------

1) その他

航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）

航空自衛隊調達規則（昭和36年航空自衛隊達第13号）

1.5 一般事項

- a) 本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
- b) 本役務の実施日時は、履行期間の平日の午前8時15分から午後5時までを基準とし、その時間以外に実施する場合は、官側との協議の上決定する。
- c) 本役務の日程及び実施回数は、官側担当者と契約相手方担当者との調整によるものとする。
- d) 本役務は原則、航空自衛隊浜松基地内において、契約相手方が準備する検診車両を官側担当者の指定する場所に配置して実施する。ただし、やむを得ない事由により検診車で受診できなかった者については、契約相手方の指定する施設において対応すること。
- e) 契約相手方の指定する施設は、静岡県浜松市中央区内に所在する施設であること。
- f) 本役務を航空自衛隊浜松基地において履行する場合、指定された区域以外への立ち入りは禁止とする。
- g) 契約相手方は、建物等に損害を与えないように十分注意するものとし、万一破損させた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担で現状に復帰するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 検診項目

検診項目は、問診、視診、内診及び細胞診とする。細部は**調達要領指定書**にて示す。

2.2 役務の内容

- a) 受診人数の予定数量については、**調達要領指定書**にて示す。
- b) 受診人数及び日程等については、官側との調整によるものとする。
- c) 受診結果の通知は、個人に送付する結果通知書及び官側担当者へ送付する一覧

品 名	子宮頸がん検診
-----	---------

表（任意様式）を作成し、遅くとも検診終了後3週間以内に行う。

- d) 検診結果において、早急に精密検査を受診した方が良いことが明らかな場合、検診結果通知書に加えて、電話・FAX等の手段により直ちに報告する。
- e) 役務に必要な機器、消耗品及び検査報告書等の書類作成に係る経費は、契約相手方が負担する。
- f) 問診記録、検診結果及び標本は少なくとも5年間保存する。

3 検査

本役務は、契約相手方から提出された検診結果をもって終了する。本役務終了後、検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

4 個人情報の取り扱いについて

- a) 契約相手方は関連文書に基づき、個人情報の保護を実施すること。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止の為、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。
- d) 契約相手方は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面（様式任意）により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、官側が特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、または官側が指定する者に契約相手方の施設等の関係場所に立入調査をさせることができるようにすること。

5 その他

この仕様書に記載されていない事項で関連法令上、当然実施しなければならない

品 名	子宮頸がん検診
-----	---------

事項は契約相手方が関連法令等に基づき実施するほか、疑義が生じた場合は官側と協議し、これを取り決めるものとする。また、契約相手方は、本役務により知り得た情報を官側の許可なく開示・漏洩してはならない。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	8-4
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 3 月 6 日
	作 成 部 隊	1 空 団 基 地 業 務 群 衛 生 隊
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 5 日
品 名	子宮頸がん検診	
仕 様 書 番 号	浜基LPS-M70006	

指定事項：

1.2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間とする。

2.1 検診項目

細胞診は，子宮頸部の検体採取によるものとし，医師が実施すること。

細胞診の方法（従来法／液状検体法、採取器具）を明らかにすること。

細胞診は，直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し，迅速に処理すること。

細胞診結果の報告には，ベセスダシステムを用いること。

検体が不適正との判定を受けた場合は，契約相手方において再度検体採取を行うこと。

全ての子宮頸がん検診標本の状態について，ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し，細胞診結果に明記すること。

2.2 役務の内容

a) 受診人数の予定数量は，表1のとおり。

表1－予定数量

件名	予定数量
子宮頸がん検診	390 人